

恵庭市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定めることにより、政策形成過程への市民参加の機会を確保し、多様な意見、情報、専門的知識等を積極的に市政に反映させるとともに、市民への説明責任の徹底と行政運営の透明性の向上を図り、もって市民に開かれた市政の推進に資することを目的とする。

考え方

この制度は、市の政策案等を公表する機会を設け、様々な意見や提言を募集し、これからの政策づくりに積極的に反映させ、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていく流れを作ることを目的とします。

今までも各部課の判断で、パブリックコメント制度に類似した手法を用いた例はありますが、全庁共通のルールとして制度化するもので、すでに決まってしまった政策ではなく、現在策定中の政策に市民が参加することで、市政への関心を高め、行政と市民等の良好な信頼関係を築いていくこととなります。

(定義等)

第2条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、市民の生活に大きな影響を及ぼす政策、条例等の策定に当たり、施策等の案を公表して広く意見及び提言、情報等(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及び市が検討を加えた経過、最終的な意見等の反映結果を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、水道事業管理者、消防長、選挙管理委員会、農業委員会をいう。

考え方

パブリックコメント制度の構成要素は、次のとおりと考えられます。

- ・策定中の施策案や条例案等を広く公表する。
- ・公表した案について市民等から意見や提言を募る。
- ・募った意見等を行政側の最終的な意思決定に反映する。
- ・提出された意見等と最終案の決定過程を公表する。

この制度を市政全般に適用させるため、議決機関である議会や審査機関(監査委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会)を除く市の機関すべてをこの制度の実施機関に位置付けます。

教育委員会の事務に係る条例についての実施機関については、地方自治法第

149 条の規定により条例の提案権は市長に専属するので、市長となります。

議会（議会事務局）については、行政の執行機関ではなく、「議決」という権能を通じて条例制定権を持ち、あわせて執行機関のチェック機能を持つ機関であることから除外しています。

この制度は、提出された多様な意見等を十分考慮して、その上で判断することが趣旨であり、提出された意見等に必ずしも拘束されるものではなく、さらに提出件数によって賛否を決する住民投票のようなものでもありません。この制度においては、多数意見も少数意見も一意見として扱います。

（対象）

第3条 パブリックコメント制度の対象となる市の基本的な政策、条例等（以下「施策等」という。）の策定とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の総合的な構想及び計画又は個別行政分野における基本的な計画及び方針の策定又は改廃
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等（市内に住所を有する者、市内に通勤若しくは通学する者、市内に事務所若しくは事業所を有するもの又は本市に対し納税義務を有するものその他パブリックコメント制度の対象となる事案について利害関係を有するものをいう。）の生活や事業活動に直接又は重大な影響を与える条例、規則、行政指導の指針等（市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃
- (4) 市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画等の策定又は重要な変更
- (5) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃
- (6) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは本制度の対象としないことができる。

- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
- (2) 国、道等の上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ない施策等
- (3) 意思決定を行う際に意見聴取の手続が法令等で定められているもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）が、この要綱に準じた手続を経て策定した報告若しくは答申等により策定するもの、又は実施機関がこの要綱に準じた手続を経

て策定した諮問等に基づく附属機関等の報告若しくは答申等により策定するもの

(5) 地方自治法第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案又は改廃案

考え方

行政の効率性を考えるとすべての施策等について、この制度を実施することは困難であるので、市民の生活に重大な影響を与えるような施策等に限定してこの制度を実施するものです。また、具体的に案件を対象とするかどうかについては、案件の性格、内容等に応じて実施機関がこの制度の趣旨に照らして判断し、また、その判断についての説明責任を負います。

市の総合計画の基本構想・基本計画といった総合的な構想及び計画、さらに「恵庭市水と緑のやすらぎプラン」、「恵庭市環境基本計画」、「恵庭市高齢者保健福祉計画」といった環境や福祉、都市計画等行政分野ごとの基本的な計画、方針等を想定します。また、計画に類似した将来構想や長期ビジョン等も含まれます。

市の例規には、上位法に基づいて定めた条例や行政組織の内部手続を定めた条例等も数多く含まれます。パブリックコメントの対象としていく例規は、そうしたものを除き、「市の基本的な制度を定める条例」として、たとえば「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」のように市の将来ビジョンを示したもののや、「恵庭市情報公開条例」や「恵庭市行政手続条例」のように市政を推進する上で共通の制度を定めたもの、「恵庭市環境基本条例」のように個別行政分野における基本理念、方針、市政を推進する上で共通の制度を定めるものをいいます。ただし、部の設置に関する条例、職員の給与に関する条例など行政内部のみに適用されるものは、該当しません。

「直接又は重大な影響を与える条例、規則、行政指導の指針等」とは、地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）に基づく条例が該当します。本条第1項第3号において「金銭徴収に関する条項」については、財政に与える影響について十分な検討のないまま負担軽減を求める意見が多く提出され、安易に修正すると財政的基盤を揺るがすおそれがあるとした地方自治法第74条第1項で直接請求の対象外事項にあたることから、こうした金銭徴収に関する条項は基本的には対象外としていきます。また、資源循環型社会を形成するために廃棄物（ごみ）の排出抑制、分別収集、再生利用について定めた「恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」や市の良好な生活環境の確保を図るため土地利用事業に関する基準を定めた「恵庭市宅地等

開発行為に関する指導要綱」といったものも対象とします。

「市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画等」とは、広く市民の利用が予想される会館、公園、図書館等の施設整備に係る理念、機能などを定める計画をいいます。

「市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言」とは、「市民憲章」や「交通安全都市宣言」をいいます。本条第2項は、本条第1項に規定したパブリックコメントの対象となる計画や例規であっても、対象外とした方が適当であると考えられる場合の「適用除外」を示したものです。

パブリックコメントの対象となる政策等は、本来時間をかけてじっくり議論を行うべき性質のものですが、災害や緊急事態により市民生活に影響を与える規制などを短期間に策定する必要がある場合などを「迅速性、緊急性を要するもの」とします。

「軽微なもの」、「市の裁量の余地が少ない計画等」とは、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや制定改廃の方法内容について法令等に定められていて裁量の余地のない場合をいいます。

この要綱に定める手続と類似した意見聴取手続が法令等により定められている場合、その法令等が規定する方法で意見聴取を行えば、パブリックコメントを行ったとみなします。

(法令で公聴会の開催、縦覧意見書の提出が予定されている例)

1)都市計画の決定(都市計画法)

都市計画の原案作成段階での公聴会による住民の意見の反映都市計画の案の縦覧(2週間)時の意見書の提出制度(提出された意見の要旨を踏まえ都市計画審議会で審議)

2)土地区画整理事業計画の縦覧及び意見書の提出

3)緑の基本計画の策定(都市緑地法に縦覧 意見書の提出手続を規定)

附属機関等(いわゆる審議会をいう。)の答申等を受けて意思決定をする場合で、附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等の場合、同様の案について手続を繰り返すことは、費用対効果や効率性の観点から望ましくないと考えられることから、改めてこの要綱の定める手続を経ないで意思決定することができるものとします。

また、実施機関が諮問の策定段階でこの要綱に定める手続に準じた手続を経た場合も除外します。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案又は改廃案を議会提出する場合とは、例えば、市民から住民投票条例の制定について直接請求され、市民が作成した条例案を議会に上程する場合をいいます。この場合は、住民投票条例の可決を議会が審議するこ

とになりますし、行政が立案した条例ではなく、選挙権を有する市民の50分の1以上の連署をもって請求された条例ですので、民意も反映されていると判断し、パブリックコメントを行ったとみなします。

(意見等の提出者)

第4条 この要綱の定めるところにより、何人も実施機関に対し、施策等の策定に係る意見等を提出することができる。

考え方

施策等の策定、改廃により影響を受けると考えられる関係者としての意見を聞くだけでなく、広く恵庭市民以外にも意見等を提出できるようにすることで、市政の活性化やより質の高い政策づくりに役立てるための、有識者等からの情報や専門的な意見等の提出が期待できます。このため、意見等の提出権者は制限しません。

「何人も」とは、外国人を含むすべての人、法人のほか、町内会、商店会、消費者団体等の法人格はないが、団体の規約及び代表者が定められているものも含まれます。

(施策等の案の公表等)

第5条 実施機関は、施策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、施策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう努めなければならない。

(1) 施策等の案を作成した趣旨及び概要。ただし、恵庭市情報公開条例(平成6年条例第18号)第10条に規定する非公開情報については、この限りでない。

(2) 法令等に基づく施策等の案にあつては、その根拠法令

(3) 上位計画に基づく施策等の案にあつては、当該上位計画の概要

(4) 前3号に掲げるものの他、施策等の案を理解するうえで必要な資料

3 第1項の規定による施策等の案及び前項に規定する資料の公表は、市のホームページに掲載するとともに、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布の方法により行うものとする。

考え方

公表は、単に計画案や例規案だけを示すのではなく、その趣旨や目的、策定するに至った背景や経緯、政策等の概要などをわかりやすく示していく必要があり、市民等がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように心がけるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関連情報を併せて提供するものとします。

公表方法の実施機関の指定する場所としては、当該施策等の案の所管課、支所出張所、情報公開窓口（総務課内）等が考えられますが、これ以外にも多様な方法での周知に努めることとします。

案及び公表資料が相当量に及ぶ場合で、そのすべてをホームページに掲載することや閲覧、配布が、行政効率の面から不相当と思われる場合は、案及び公表資料全体を添付する必要はありません。この場合は、案及び公表資料全体の入手方法を明確にして、周知することとします。

第6条 実施機関は、施策等の案について次の事項を、市広報誌及び市のホームページに掲載して周知を図るものとする。

- (1) 施策等の案の名称
- (2) 閲覧場所及び資料の配布場所
- (3) 意見等の提出期間
- (4) 意見等の提出方法
- (5) 意見等の提出先
- (6) 担当部署名、問い合わせ先

考え方

どのような案件がパブリックコメント制度の対象となっているのかを容易に知ることができるように、パブリックコメント制度の対象となっている施策等の一覧表を作成し、市のホームページや広報誌を使って公表していきます。

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、市民等に義務を課し、又は権利を制限するような条例等の重要な案件等の意見等を募集する期間は、告示の日から起算して30日以上でなければならない。ただし、その他の案件又は30日以上の間を設けることができない特別な事情があるときは、理由を明記して当該期間を短縮することができる。

2 意見等を提出しようとするものは、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 書面の郵送
- (3) ファクシミリによる書面の電送
- (4) 電子メールの送信
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとするものは、氏名(団体にあつては、団体名および代表者名)、住所、電話番号及び次に掲げる提出者区分のいずれに該当するかを明記しなければならない。ただし、いずれにも該当しない場合は意見等を提出しようとする理由を明示しなければならない。

- (1) 市内に住所を有している。
- (2) 市内に通勤又は通学している。
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人若しくは法人その他の団体。
- (4) 本市に対して納税義務を有している。
- (5) 施策等に利害関係を有している。

4 意見等に使用する言語は日本語とする。ただし、実施機関が認める場合は、日本語以外の言語を使用することができる。その場合、意見等の日本語訳の添付を求めることができるものとする。

考え方

意見提出の期間は、市民等に義務を課し、又は権利を制限するような条例等、重要な案件は30日以上とし、その他の案件については市民等が案に対する検討等の意見提出の準備を整える期間を設け、短縮することができます。(ただし、20日以上)

更に特別な事情を考慮し期間の短縮等を行う場合は、公表時にその理由と共に明示することとします。

意見等の提出方法は、郵便、電子メール、ファクシミリ及び窓口への持参とし、意見等が「紙」に書かれていることを前提とします。そのため、電話での直接的な意見等は想定していません。

市民等が意見を提出する際には、意見内容の確認を行う可能性があることから、原則として、意見等提出者の氏名、住所(法人等の場合は、その名称及び事務所等連絡先の所在地等)、電話番号及び意見等の分析のため、提出者区分を明らかにさせることとし、案の公表に際しては、その条件を明示します。

提出に使用する言語は、原則、日本語としますが、他の言語を提出に使用する言語として認める場合は、日本語訳の添付を求めることができるものとします。

(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、提出された意見等が、恵庭市情報公開条例第10条に規定する非公開情報に該当するときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 提出された意見等の要旨

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 施策等の案を修正した場合においては、当該修正内容

3 意見等の全文を公表する場合にあつては、あらかじめ意見等を提出した者に対し、全文の公表の可否について確認するものとする。

4 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

5 意見等の提出者への個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表することができる。

6 意見等の提出者の氏名その他の個人情報、公表しない。ただし、施策等の案の公表の際に、当該情報を公表する予定であることを明示しているときは、この限りでない。

考え方

実施機関は、意見や提言の募集を終了した後、それらを取りまとめて整理し、策定しようとする政策等に提案者の意見等が合理的に反映できるかどうかを検討、考慮し、最終的な意思決定を行っていきますが、提出された意見等を必ず取り入れるということではありません。

パブリックコメント制度は、施策等の案の賛否を問うためのものではないことから、賛否の結論だけを示した意見に対しては、実施機関の考え方を示すこととはなりません。

実施機関の考え方を公表する際の方法は、案を公表する場合に準じますが、実施機関の考え方を示すにあたっては、市民等にとつてのわかりやすさを重視するものとします。

この際に公表の対象とするものは、政策等の最終案に加えて、提出された意

見等の内容、それらを受けて市が検討を加えた経過と最終的な意見の反映結果などです。

提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害する恐れのある情報等のような公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないことができます。

意見等について、無記名等によりその差出元が不明な場合は、実施機関の判断により意見等として取り扱わないことができます。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。